

○加算料金(利用者の状態に応じて算定される加算)

加算項目	金額	加算単位	内容(簡易説明)
初期加算(Ⅰ)	60円	1日	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所した者。
初期加算(Ⅱ)	30円	1日	入所した日から起算して30日以内の期間について加算する。ただし、初期加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。
入所前後訪問指導加算Ⅰ	450円	1回	入所前後の何れかに当該者が退所後に生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合。
入所前後訪問指導加算Ⅱ	480円	1回	入所前後の何れかに当該者が退所後に生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合。
試行的退所時指導加算	400円	1回	当該入所者の試行的な退所時に、当該入所者及びその家族に対して退所後、療養上の指導を行った場合。
外泊時費用	362円	1日	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定する。※外泊の初日及び最終日は算定できない。
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	800円	1日	入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合。※外泊の初日及び最終日は算定できない。
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500円	1回	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治医に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250円	1回	医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。
入退所前連携加算(Ⅰ)	600円	1回	(Ⅱ)の要件に加え、さらに入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用する居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合。
入退所前連携加算(Ⅱ)	400円	1回	入所者の入所期間が1月を超え、入所者が退所し、居宅サービスを利用する場合、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。
訪問看護指示加算	300円	1回	入所者の退所時に、医師が指定訪問看護等に対して訪問看護指示書を交付した場合。
経口移行加算	28円	1日	現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合。
療養食加算	6円	1食	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき、療養食の提供を行った場合。※1日につき3回を限度。
緊急時治療管理加算	518円	1日	救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合。※1月に1回、連続する3日を限度として算定する。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	1日	認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所する事が適当であると判断した者に対し、サービスを提供した場合。
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258円	1日	(Ⅱ)の要件に加え、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること等。
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	200円	1日	入所の日から起算して3月以内の期間に集中的なリハビリを行った場合。(入所して3カ月以内、週5回)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240円	1日	(Ⅱ)の要件に加え、入所者が退院後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成していること。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	120円	1日	認知症であると医師が判断した者であって、生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、集中的な認知症リハビリを個別に行った場合。(入所して3カ月以内、週3回)
認知症ケア加算	76円	1日	日常生活に支障を来すおそれのある症状または行動が認められる事から、介護を必要とする認知症の入所者(日常生活自立度Ⅲ以上)と他の入所者を区別していること。

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	53円	1月	(Ⅱ)の要件に加え、口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること等。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33円	1月	医師、作業療法士等が共同し、リハビリ実施計画を家族等に説明し、継続的にリハビリの質を管理していること。リハビリ実施計画を厚生労働省に提出している場合。
若年性認知症入所者受入加算	120円	1日	受け入れた若年性認知症の利用者ごとに個別に担当者を定めていること。若年性認知症の利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供すること。
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円	1日	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置し、従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術指導に係る会議を定期的実施している場合。
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円	1日	認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施している場合。
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150円	1月	(Ⅱ)の要件に加え、認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上を配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120円	1月	対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	140円	1回	入所前に当該入所者に6種類以上の内服薬が処方されており、施設の医師と入所者の主治医の医師が共同し、入所中に当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、かつ、療養上必要な指導を行うこと等。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	70円	1回	入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設において、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行うこと等。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240円	1回	(Ⅰ)イ又はロを算定していること。当該入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100円	1回	(Ⅱ)を算定していること。退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて1種類以上減少していること。
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	100円	1月	(Ⅱ)の要件に加え、協力医療機関が入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している等の要件を満たしていること。
協力医療機関連携加算(Ⅱ)	5円	1月	協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者の現病歴等の状況共有を行う会議を定期的開催すること。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円	1月	入所者等ごとの褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価するとともに、その評価結果を厚生労働省に提出すること。他職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している場合。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円	1月	(Ⅰ)の要件に加え、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のない場合。
排せつ支援加算(Ⅰ)	10円	1月	排せつに介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師等が施設入所時等に評価
排せつ支援加算(Ⅱ)	15円	1月	(Ⅰ)の要件に加え、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合。又はおむつ使用ありから使用なしに改善している場合。
排せつ支援加算(Ⅲ)	20円	1月	(Ⅰ)の要件に加え、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合。かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合。
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90円	1月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合。歯科衛生士が当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を行った場合。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円	1月	(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している場合。
経口維持加算(Ⅰ)	400円	1月	現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、多職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議を行い、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合。
経口維持加算(Ⅱ)	100円	1月	(Ⅰ)の要件に加え、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議に医師等が加わった場合。

再入所時栄養連携加算	200円	1回	介護老人保健施設に入所している者が入院等により退所し、当該者が退院して再入所にする際に、厚生労働大臣が定める特別食が必要な者に対し、栄養に関する指導又はカンファレンスに同席し、医療機関の管理栄養士と連携して、二次入所後の栄養ケア計画を作成した場合。
退所時栄養情報連携加算	70円	1回	厚生労働省が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者を対象に、管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合。
自立支援促進加算	300円	1月	医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、他職種が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施した場合。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51円	1日	在宅復帰・在宅療養支援等指標により算定した数が「40以上」であること。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51円	1日	在宅復帰・在宅療養支援等指標により算定した数が「70以上」であること。
ターミナルケア加算	1900円	死亡日	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した者であつて、医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じて、ターミナルケアを行った場合。
	910円	死亡日 前々日、前日	
	160円	死亡日 30～4日前	
	72円	死亡日 45～31日前	
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239円	1日	入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合。(1月1回、連続する7日を限度)※要件:肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪の者
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480円	1日	(Ⅰ)の要件に加え、介護老人保健施設の医師が、感染症対策に関する研修を受講していること。(1月1回、連続する10日を限度)
高齢者施設感染対策向上加算(Ⅰ)	10円	1月	新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関との連携体制を構築していること。医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
高齢者施設感染対策向上加算(Ⅱ)	5円	1月	新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関との連携体制を構築していること。医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。
新興感染症等施設療養費	240円	1月	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合。1月に1回、連続する5日を限度として算定する。
栄養マネジメント強化加算	11円	1日	管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50で除して得た数以上配置すること。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円	1日	以下いずれかに該当すること。①介護福祉士80%以上②勤続10年以上介護福祉士35%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円	1日	介護福祉士60%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円	1日	以下いずれかに該当すること。①介護福祉士50%以上②常勤職員75%以上③勤続7年以上30%以上
安全対策体制加算	20円	1回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。※入所時に1回を限度として算定。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円	1月	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60円	1月	(Ⅰ)の要件に加え、疾病の状況や薬剤情報等の情報
夜勤職員配置加算	24円	1日	人員基準+1名以上の介護職員、看護職員を夜間に配置していること。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円	1月	(Ⅱ)の要件に加え、見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円	1月	必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。

高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減産	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合。
業務継続計画未実施減産	所定単位数の100分の3に相当する単位数を減産	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合。

○その他の料金

理容代	散髪、顔剃り:2600円 散髪のみ:2100円 顔剃りのみ:2100円
美容代	パーマ:4000円 毛染め:2600円
洗濯代	ズック手洗い:500円／足
	特大(タオルケット、ズック):140円／枚、足
	大(バスタオル、ズボン、スカート、トレーナー その他これに類する物):95円／枚
	中(下着シャツ、パンツ、フェイスタオル その他これに類する物):65円／枚
	小(ハンカチ、スカーフ、靴下 その他これに類する物):50円
電気代	コンセントを使用してテレビ、ラジオ、携帯電話の充電、電気カミソリ等、電化製品を使用する場合:60円／日
クラブ活動費	月20回程度の任意参加 コピー代金や色鉛筆実費:200円／月
余暇活動費	実費:100～300円／月
預り金等管理費	各証書やお小遣いなどの金銭管理:100円／月
文書料	診断書等の文書作成料:3000～5000円(死亡診断書3000円、保険関係書類5000円等)